

仲裁および調停を行う場合の 手続きの流れについて



弁護士・会員・日本知的財産仲裁センター関西支部長 平野 恵稔

1. はじめに

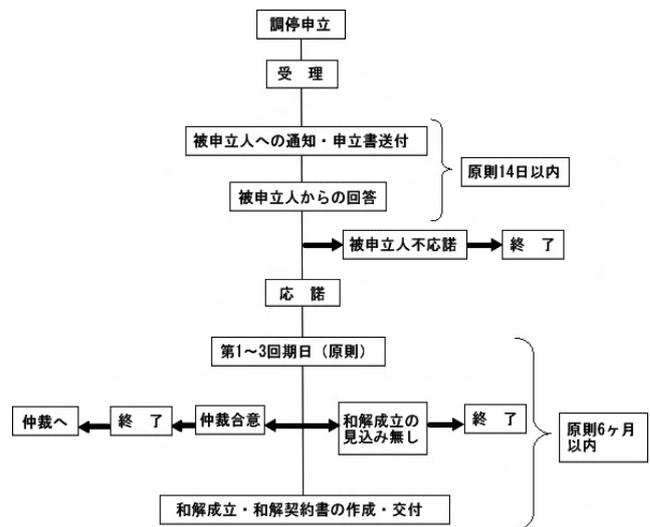
知的財産に関わる内容についての仲裁や調停は、日弁連と弁理士会が共同で運営している、知的財産仲裁センター（以下単にセンターといいます）で行われるのが通常です。

センターは、当事者間での知財紛争の解決手段として、調停と仲裁を行っています。「裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体」として経済産業大臣によって指定されているので、センターでの手続きにおいては、弁理士が単独で代理人業務を行うことができます（弁理士法4条2項。同施行規則1条に基づき、平成13年2月5日付けで、センターと（社）国際商事仲裁協会とが指定されました。）。また、センターは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（2007年4月1日施行）（以下ADR法といいます）に基づく紛争解決機関として、近く、法務大臣からの認証を受けることとしており、現在申請の準備中です。認証を受けた場合の、最も重要な法的効果としては、時効中断効（第25条）があります。すなわち、センターにおける調停が不調に終わった場合でも、その通知から1月以内に訴えを提起したときは、調停の申立時に遡って時効が中断されます。ただ、ご注意いただきたいのは、現在は時効中断効がありませんので、時効の完成が近い場合には、念のため簡易裁判所に調停を申し立てて時効完成を防止するなどの措置を取っておく必要があります。

2. 調停手続の流れ

(1) 申立て

当事者または代理人が調停申立書を作成して、正本1通を、被申立人と調停人（通常2人）の合計人数分の写しとともにセンターの受付窓口へ提出します。代理人業務を行う資格があるのは原則として弁護士と弁理士ですが、特別の場合に、センターがその他の方を代理人と認める場合があります。代理人は強制されてお



らず、本人でも調停を申し立てることができます。

調停申立書には、下記の事項を記載します。

- ① 当事者の氏名（または名称。以下同じ）、住所（または居所。以下同じ）および連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）並びに当事者が法人であるときはその代表者の氏名
- ② 代理人を定めた場合は、その氏名および住所
- ③ 紛争の概要
- ④ 申し立てる解決の要旨
- ⑤ 調停人の数を1名または3名とするかについての希望があればその旨

また、調停申立書には下記の書類を添付することが必要です。

- ① 申立人または被申立人が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書類
- ② 代理人によって申立てをするときは委任状
- ③ 特許公報や商標公報等、紛争の基礎となる権利の内容を示す証拠書類
- ④ 上記③の書類以外の証拠書類
- ⑤ 上記③④の証拠書類の写し（被申立人と調停人の合計人数分）

①の書類は、当該法人の所在地を管轄する法務局で入手できます。発行日から3ヶ月以内のものが必要です。

以上の添付書類のうち、①から③の書類は申立てと同時に提出する必要があります。④および⑤の書類は申立てと同時に提出されるのが通常ですが、それが無理な場合、遅くとも、被申立人が調停手続に出席する意思を表明した後速やかに、提出することになります。

申立ての受付窓口として、受付事務を行っているのは、東京本部（弁理士会館内）、関西支部（北分室・大阪弁理士会館内、南分室・日本弁理士会近畿支部室内。なお、近畿支部の移転に伴い、今春分室名は変更の予定です。）、名古屋支部（三の丸分室・愛知県弁理士会館内、伏見分室・日本弁理士会東海支部室内）の2支部、北海道支所（札幌弁理士会館内）、東北支所（仙台弁理士会館内）、中国支所（紙屋町法律相談センター内）、四国支所（香川県弁理士会館内）、九州支所（天神弁理士センター内）の5支所であり、全国をカバーしています。

（2）調停人の選任

センターは、知的財産について造詣が深い弁護士、弁理士および学識経験者で構成される調停人候補者名簿を備置しています。調停人候補者の一覧と詳細は、いつでもセンターのウェブサイト（<http://www.ip-adr.gr.jp/>）で確認することができます。調停手続の申立てがなされると、センターの調停人候補者名簿の中から原則として弁護士1名、弁理士1名、計2名が調停人として選任され、調停手続が進められます。前述のように調停申立書には、申立人が調停人を1名または3名とすることを希望するかどうか記載されており、被申立人が同意すれば、調停人を1名または3名にすることもできます。また、原則、両当事者が同意すれば、同名簿に記載されている候補者の中から、希望の調停人を選任することも可能です。

（3）調停手続の応諾

調停手続は、当事者双方の承諾がなければ成立しない手続です。したがって、調停手続の開始が申し立てられると、センターは、事件管理者を選任して、事件管理者が被申立人から調停手続に応じる旨の同意をとります。事件管理者は、原則としてセンターの調停手

続を熟知しているセンターの運営委員（弁護士か弁理士）であり、日ごろから事件管理についての研修を受けています。

事件管理者は、「調停は双方の承諾を前提とした手続なので、調停の進行中であっても、調停による解決を望まない場合は何時でも不調にすることが可能であり、ただ、話し合いを開始することによって、スムーズに紛争が解決することがよくあること」などを被申立人に丁寧に説明し、調停手続に応じることの承諾を取り付けます。専門家が事件管理者として説明を行いますので、被申立人は、多くの場合に、調停手続を進めることに承諾しています。

（4）調停手続の進行

調停人として選任された者はそれぞれの専門知識と経験を活かして、調停による紛争解決に取り組みます。調停は、通常、調停人が、それぞれの話を別々に聞いて、当事者の事実や主張を整理し、専門的立場からアドバイスしたり、調停案を出したりしながら、双方が合意できる解決案がないかを探っていきます。通常、解決まで、あるいは、事件の解決の可能性がないと判断するまで、2、3回の調停を行います。

知財関連事件では、当事者の秘密が十分に護られることが極めて重要です。センターでの調停手続は、非公開で行われ、手続に参与する調停人、事件管理者、事務局職員などには厳格な守秘義務が課されます。また、当事者が相手方に知られたくない証拠資料については、提出するときに、他方当事者に開示しないよう申し出る秘密保護手続があり、その場合、当該証拠資料は、他方当事者に、開示されません。

（5）調停手続の終了

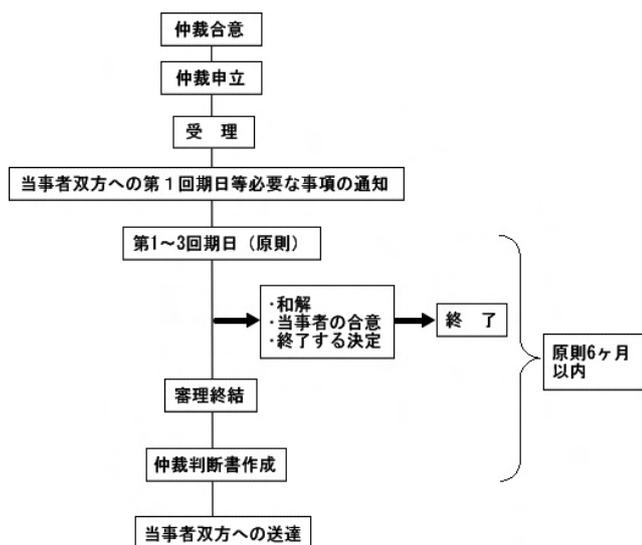
調停手続は次の場合に終了します。センターでは、事件の終了まで通常6ヶ月を目処としています。

- ① 和解の見込みがつかないとき。
- ② 和解に到ったとき。通常は、和解契約書を作成して終了します。和解契約の効力については後記（6）で説明します。
- ③ 紛争解決のため仲裁に移行することに合意したとき、仲裁合意書を作成して終了します。次に述べるセンターの仲裁手続に移行します（後記3参照）。

(6) 調停の結果の効力

調停において、両当事者が合意に到った場合、調停人を立会人（証人）とし、当事者間で和解契約書を作成します。この和解契約書は、民法上の和解契約としての効力を持つことになります。裁判所における調停手続では、合意した事項に基づいて和解調書が作成され、その記載が、裁判所に執行することを求めることができる債務名義となりますが、センターを始めとする他のADR機関の調停における和解契約書ではその効力がないことに注意してください。センターの調停において債務名義が必要な場合には、別途、センターの仲裁手続の中で、和解決定を行ってもらうことになります（後記3参照）。また、債務名義をとる他の方法として、和解の内容に基づいて、両当事者間で公正証書を作成することも考えられます。

3. 仲裁手続の流れ



(1) 申立て

当事者または代理人が仲裁申立書を作成して、正本1通を、被申立人と仲裁人（3人）の合計人数分の写しとともにセンターの受付窓口に提出します。ただし、調停手続において和解契約が成立したことを理由として仲裁手続に移行する場合には、仲裁申立書は不要です。代理人の資格については弁護士および弁理士に限られます。代理人が強制されていないことについては調停と同じですが、仲裁の手続きは調停よりも専門性が高く、仲裁人の判断には拘束力があることから、通常は、本人だけで行うことが難しい手続きであるということが出来ます。

仲裁申立書には、下記の事項を記載します。

- ① 当事者の氏名、住所および連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）並びに当事者が法人であるときはその代表者の氏名
- ② 代理人を定めた場合は、その氏名および住所
- ③ 申立ての趣旨および申立ての理由
- ④ 証拠方法（必要な場合）

また、仲裁申立書には下記の書類を添付することが必要です。

- ① 紛争をセンターの仲裁に付託する旨の当事者間の合意を証する書面（仲裁合意書）
- ② 申立人または被申立人が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書類（調停と同様、発行日から3ヶ月以内）
- ③ 代理人によって申立てをするときは委任状
- ④ 証拠書類
- ⑤ 証拠書類の写し（被申立人と仲裁人（3人）の合計人数分）

申立ての受付窓口は、調停と同じです。すなわち、東京本部、2支部（関西支部、名古屋支部）、5支所（北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所）です。

(2) 仲裁人の選任

センターは、知的財産について造詣が深い弁護士、弁理士および学識経験者で構成される仲裁人候補者名簿を備置しています（現在のところ、調停人候補者と同じです。センターのウェブサイト（<http://www.ip-adr.gr.jp/>）で確認可能です）。仲裁手続の申立てがなされると、弁護士、弁理士が各1名以上で構成される3人の仲裁人をセンターが選任します。また、各当事者が希望すれば、候補者名簿の中からそれぞれ1名の仲裁人を選任し、あと1名をセンターが選任します。ただし、調停手続から和解契約が成立したことを理由として仲裁手続に移行する場合には、調停人が自動的に仲裁人となります。

(3) 仲裁合意

仲裁申立書の添付書類となっていることからお分かりいただけるとおり、センターが仲裁手続を開始するにあたっては、事前に、当事者同士が、紛争をセンターの仲裁に付託する旨の合意をして、仲裁合意書を

作成していなければなりません。紛争が生じてからこのような合意をすることは通常困難ですので、仲裁合意が存在する多くは、調停手続において仲裁合意書が作成されるか(前記2(5)参照)、紛争が生じる前に、予め、ライセンス契約などの契約書の条項中で仲裁合意がなされている場合ということになります。

仲裁条項の1例です。

「第〇条 仲裁

この契約から、または、この契約に関連して、当事者の間に生じるすべての紛争は、日本知的財産仲裁センターの調停手続規則によって〇〇[場所]において調停が行われ、調停ができない場合は、同センターの仲裁手続規則に従って、同所において仲裁により最終的に解決されるものとする。」

(4) 仲裁手続の進行

仲裁人として選任された3名は、仲裁廷を構成し、互選によって仲裁廷の長を選任します。仲裁廷の長は、手続きの指揮を行い、仲裁人は、それぞれの専門知識と経験を活かして、仲裁判断を行い、仲裁判断書を出すことにより、紛争を解決します。意見が割れる場合は多数決で決定します。

被申立人は、仲裁申立書を受け取った後、仲裁人が指定する日までに、次の事項を記載した答弁書を、正本一通と写し(被申立人と仲裁人の数の合計数)を提出します。代理人がいるときは委任状を添付します。また、証拠がある場合には、速やかにそれを提出します。

- ① 事件番号
- ② 申立人の氏名
- ③ 被申立人の氏名、住所および連絡先(電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス)ならびに被申立人が法人であるときはその代表者
- ④ 代理人を定めた場合はその氏名および住所
- ⑤ 申立ての趣旨に対する答弁および申立ての理由に対する認否
- ⑥ 被申立人が答弁において援用する証拠方法(必要な場合)

仲裁人と当事者は、第1回期日において、仲裁進行計画を作成します。仲裁進行計画は、通常、第1回期日から6ヶ月以内、3回以内の期日で終了することを目標に作成されます。

仲裁廷は、仲裁期日のために主張整理など準備を行う必要がある場合に開かれる準備期日と、審尋や証拠調べなどを行う仲裁期日を開き、仲裁手続を進めていきます。仲裁手続中、仲裁人は1名以上の仲裁人において、いつでも和解を試みることができます。和解による解決については、後記(7)を参照してください。

仲裁手続においても調停と同様、秘密保護はセンターの重要な課題となります。センターでの仲裁手続は、非公開で行われ、手続に関与する仲裁人、仲裁人補助者、事務局職員などには厳格な守秘義務が課されます。また、当事者が相手方に知られたくない証拠資料については、提出するときに、他方当事者に開示しないよう申し出ることができます。仲裁廷は、この申し出について当事者の意見を聞き、必要がある場合にはさらに説明を求めた後に、申し出を認めるかどうかを判断します。申し出が認められなかった場合には、申し出た当事者は、その証拠資料の提出を撤回することができます。

(5) 仲裁の終了・仲裁判断書の作成

仲裁廷が仲裁判断を行ったとき、仲裁廷が、主文、判断の理由などが記載された仲裁判断書を作成し、仲裁人が署名して、仲裁手続は、終了します。仲裁判断についての、異議申立はできません。

(6) 仲裁判断書の効力

仲裁判断書は、確定判決と同様の効力を有しています。仲裁判断書に基づく民事執行をする場合には、執行裁判所に対し、執行決定を求める申立てをします(仲裁法45条1項、46条1項)。

(7) 和解による解決と和解決定

仲裁廷は、当事者間で和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、仲裁判断を行わず、和解における合意を内容とする決定を行い、その決定が仲裁判断としての効力を生じます。

4. 調停・仲裁にかかる費用

センターの調停・仲裁にかかる費用は次のとおりです。

センターの調停・仲裁は、争いのある金額(訴額)によって手数料を計算しませんので、訴額の高い知財事件などにおいては、裁判所での手続きに比べて、極

めて低額で手続きを行うことができる場合があります。

(1) 調停にかかる費用

センターの調停には、原則として、次の費用がかかります（調停人が1名もしくは3名の場合には増減されます）。個人、小規模企業または団体、公益性の高い団体等で一定の場合は、申立前に、手数料についての減額特例の適用を申し出ることが可能です。

① 申立手数料

金5万円。調停申立時に申立人が負担します。申立てが却下されたとき、または、被申立人が調停手続に応じなかったときは、そのうち金3万円が返還されます。

② 期日手数料

1回につき金5万円。申立人および被申立人は、原則として各々同額（金5万円／1回）の期日手数料を各調停期日の手続終了後できるだけ速やかに支払うことになります。

③ 和解契約書作成・立ち合い手数料

和解契約が成立したときは、その後直ちに各当事者は金15万円を支払うことになります。なお、解決が困難であった場合などには、金30万円に増額される場合があります。また一方の主張の審理に特に時間を要したなど、特段の事情により、金5万円の範囲で当事者の納付額を他方当事者の納付額に変更される場合があります。

④ 実費

調停手続における通訳、翻訳、検証、実験、出張、テレビ会議を行う際の回線使用料等の実費は、原則として両当事者が平等に負担することになり、センターに予納する必要があります。

例えば、調停期日を3回開く一般的なケースで調停で紛争が解決できたとすると、申立人は35万円、被申立人は30万円の負担となります。

(2) 仲裁にかかる費用

センターの仲裁には原則として次の費用がかかります。ただし、当事者は既に支払った費用の負担について合意することができ、また、仲裁廷が費用の負担を命ずることができます。また、調停手続から和解契約が成立したことを理由として仲裁手続に移行する場合は、調停による和解契約書作成、立ち合い手数料を支払うことになります（前記4（1）③）。

① 申立手数料

金10万円。

仲裁申立時に申立人が負担します。申立てが却下されたときは、その半額（金5万円）が返還されません。

② 期日手数料

1回につき金10万円。

申立人および被申立人は、原則として各々同額（金10万円／1回）の期日手数料を各仲裁期日の手続終了後直ちに支払うことになります。

③ 仲裁判断書作成手数料

仲裁判断書が作成されたときは、その送達後直ちに各当事者は金20万円を支払うことになります。また、仲裁手続の過程で和解契約が成立したときは、その後直ちに各当事者は金15万円を支払うことになります。

④ 実費

調停手続と同じです。

例えば、仲裁期日を5回開く一般的なケースでは、訴額にかかわらず、申立人は80万円、被申立人は70万円の負担となります。

5. おわりに

本部、各支部・支所では運営委員会が設けられており、手続きを行うについて、適宜のアドバイスができる体制が整っています。是非、一度手続きを経験してみてください。

(原稿受領 2010. 11. 4)